

## 【ドイツ】太陽光発電の促進を見直す再生可能エネルギー法改正へ

海外立法情報課・渡辺 富久子

\* 太陽光発電の設備価格の大幅な下落及び太陽光発電が政府の想定以上に普及している状況にかんがみて、太陽光発電による電力の買取価格を引き下げ、太陽光発電の促進を見直すための再生可能エネルギー法の改正手続が進められている。

### 太陽光発電の促進調整の背景

再生可能エネルギー法で定める固定価格買取制度においては、再生可能エネルギーによる電力は、法律で定める固定価格（以下「補償金額」）で、配電事業者により優先的に買い取られる。補償金額は、再生可能エネルギーによる発電に対する早期の投資を奨励するために、毎年一定の割合で逡減する。太陽光発電については、その設備価格が年々大幅に下落していることから、補償金額の毎年の逡減率は9%とされ、他のエネルギー源の場合よりも高くなっている。さらに、従来、太陽光発電の設備容量の年間の増加量に応じて逡減率を引き上げる規定があり、前年の9月30日までの1年間の設備容量の増加を基準として、翌年の逡減率が決定される。この基準により、2012年1月1日からの補償金額は、通常の逡減率より引き上げられ15%とされた。このため、12月に駆込み的に運転を開始した太陽光発電施設が相次ぎ、2011年における太陽光発電の設備容量の増加約7,500メガワットのうちの約半分にあたる3,000メガワットは2011年12月のみにおける増加であった。こうした背景から、太陽光発電の促進を見直すための再生可能エネルギー法の改正が必要となった。

### 再生可能エネルギー法の改正

再生可能エネルギー法の一部を改正する法律案は、2012年3月29日に連邦議会を通過した。同法案は、5月11日の連邦参議院の審査を経て、一部を除き同年4月1日から遡及適用される見込みである。改正の主な内容は、以下のとおりである。

#### ・太陽光発電の促進目標及び補償金額の逡減率

従来、太陽光発電の補償金額の逡減については再生可能エネルギー法第20a条に定められていた。今回の改正で、第20a条は「太陽光発電の促進目標及びその公表」とされ、新設の第21b条が「太陽光発電の補償金額の逡減」とされた。

太陽光発電の促進目標は、年間の設備容量の増加が、2012年及び2013年については従来どおりの2,500～3,500メガワット、2014年は2,100～3,100メガワット、2015年は1,700～2,700メガワット、2016年は1,300～2,300メガワット、2017年は900～1,900メガワットとされた（第20a条）。

2011年12月のように、補償金額が大きく逡減することを見越して太陽光発電の施設及びその発電量が急激に増える事態を避けるために、太陽光発電の補償金額は毎月

1%ずつ逡減することが定められた。これは年間平均で 11.4%の逡減率である。逡減率は四半期ごとに見直され、直近に増加した設備容量に応じて引き上げられ又は引き下げられる（第 20b 条）。

#### ・太陽光発電に対する補償金額

太陽光発電の補償金額は、従来、第 32 条で平地上の太陽光発電施設、第 33 条で建物の上などに設置された太陽光発電施設について定められていた。今回の改正により、この両者が第 32 条にまとめられ、補償金額は、太陽光発電の設備価格の下落にかんがみて引き下げられ、10 メガワットを超える設備容量の場合には、10 メガワットを超える部分については、今後、補償しないこととなった（第 32 条）。補償金額の新旧対照表を次に掲げる。

#### 太陽光発電の補償金額の新旧対照表

旧規定	建物上の施設				平地の施設	
	30kW 以下	100kW 以下	1MW 以下	1MW 超	転用地	その他平地
2012/1/1	24.43	23.23	21.98	18.33	18.76	17.94
新規定	10kW 以下	1MW 以下		10MW 以下	10MW 以下	
2012/4/1	19.50	16.50		13.50	13.50	

単位は、セント/kWh。

出典：Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/8877, S.13.を参照して筆者作成。

#### ・太陽光発電施設の市場統合モデル

第 33 条に、「太陽光発電施設の市場統合モデル」が新たに定められた。これは、建物上の太陽光発電施設で法律の施行後に運転を開始するものに適用される。従来、これらの施設からの電力は全部、補償金額により買い取られるが、改正後は、設備容量が 10 キロワット以下の施設で発電した電力については発電量の 80%を上限とし、設備容量が 10 キロワット超 1 メガワット以下の施設で発電した電力については発電量の 90%を上限として補償金額による買取が行われる。残余の電力が配電事業者に供給された場合には、その分の買取価格は市場実勢価格の月平均値に減ぜられる（第 33 条）。

この規定は、市場の需要に応じた太陽光発電を促進するものである。施設管理運営者にとってはこの残余電力を自家消費し又は自ら市場で販売するインセンティブが生じる。同時に、太陽光発電のための一般消費者の賦課金負担を減じることにも資する。

関連の改正として、従来第 33 条第 2 項の規定により、建物上の太陽光発電による電力を系統に供給せず自家消費する場合にも補償金額が支払われていたが、この規定は削除され、当該補償は行わないこととなった。

#### 参考文献

- ・ Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Rechtsrahmens für Strom aus solarer Strahlungsenergie und zu weiteren Änderungen im Recht der erneuerbaren Energien (Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/8877, 17/9152).